

西の山の濃暗色なる上部に一の字形の雲が二つ三つ棚引いてゐる。そのあたりの空は、太陽の餘光の爲めに黄金色であるが、練兵場の西端の池の方角に當る空の色合は、却つて紅色が勝つてゐる。

營内の電燈は、だん／＼光の輝を増してゐる。

喇叭の音が、又響いてゐる。

上等兵殿と軍曹殿は、別に一團りで話あつてゐる。

我々は、こちらで歌を歌つてゐる。ねころんでゐるも、空を見つめてゐるも皆、それ／＼の思を浮べてゐる。

「酒保がここにあつたならば」「バンでもあつたならば………」と語る友もあつた。

誰か歌つてゐる橘中佐の琵琶歌は、町の方から吹いてくる風にさそはれ

て西へ西へと送られてゐる。

もう文字の章も見えぬ。

八月一日 金 曇
學科 教官殿

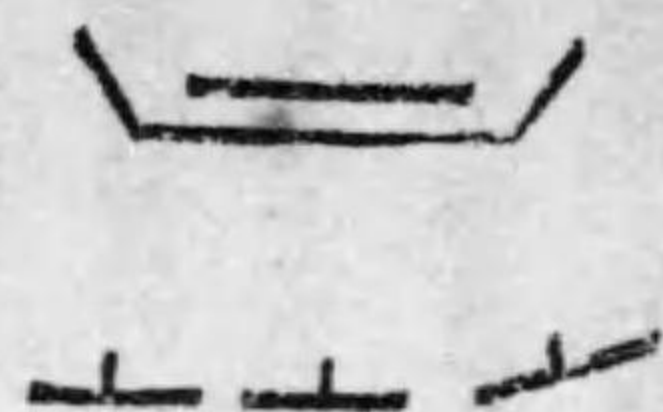
歩兵操典

教練總則

- 第四「教練ハ順序ヲ逐ヒ簡ヨリ繁ニ入り、其經過ヲ急遽ナラシムベカラズ」
「教練ノ課目ハ適當ニ之ヲ變換シ其時間及方法ハ兵卒ノ能力及體力ニ適スル如ク之ヲ定メザルベカラズ」
- 第五「教練ヲ行フニハ先ヅ達スベキ希望ヲ定メ、其實施ヲシテ之ニ副ハシメザルベカラズ……教練ヲシテ模型ニ陥ラシムベカラズ」
- 第九「歩兵ハ特ニ夜戰ニ熟練セザルベカラズ」

武器の完成するにつれ、容易に敵に近づくを得ざるを以て夜戰を以て勝を得ざるべからず。

- 第十 戰時人員(一箇中隊約三百名?)の部隊教練は大なる價值あり。彈藥補充の演習亦必要也。
戰時に於ける一人の携帶彈藥は百五十發也。



小行李

彈藥從列

歩兵の彈藥は小行李より補充せらる

精神講話

田中中隊長殿

軍隊教育と國民教育との關係

軍隊教育の目的は、軍人精神を涵養し、軍紀に慣熟せしめ以て戰爭に従事する人士を養成するにありと雖も、其の精神に至りては明かに國民教育たる也。普通教育に於ては、教育勅語を經典とし、軍隊教育に於ては、勅諭を經典とす。而して兩經典の精神は全然一致するもの也。たゞ一つは國民一般へと、他は特に軍人へ下し賜へるのみの差にして、其の御精神に於ては相同じきものなり。「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」は教育勅語の要部にして「軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスベシ」は勅諭の骨子たる也。而して兩者其精神を同うするは明か也。要するに小學校に於ても、軍隊に於ても、詮する所、忠君愛國の精神胸に充溢し一旦緩

急あれば義勇公に奉ずる忠勇義烈の大和魂—武士道の人物を造るにあり。軍人が勅諭の御精神に副ひ奉るも、小學兒童が教育勅語の御旨趣を服膺するも共に一つの誠心よりし出づべき也。

誠〔教育勅語—國民教育(國民精神)
心(軍隊勅諭—軍隊教育(軍人精神)) 共に其精神は同一也。

此に於て、軍隊教育は國民教育なりといふべく、軍人精神は、恰も國民精神が軍隊の上に現はれたる反映なりといふべき也。而して又軍隊の精神教育は國民精神を向上せしむるもの也。要するに眞正なる軍事教育は、決して國民教育と背馳せざるものにして、國民教育の如何は、軍隊教育に影響する事大なるを以て、十分軍隊教育の精神を汲んで、小學校教育に従事せられんことを望む。

元來軍隊は實行を主として、兵卒には理窟家を要せず、而して當關西の地には正直の徳を缺ぐもの甚だ多し。されば此地に教師たるものは、知育は常識養成位にしても、精神教育に最も重をおかれんことを望む次第なり。

術科

練兵場にて、伏射ノ構、散兵(操典第五十五より第六十三)

狭窄射撃

第三習會 距離十五米、採用照尺五百米、姿勢膝射、彈數五

○ 散兵教練。練兵場のまん中で、ずらりと一列になつた。教官殿の命によつて、伏射構を遅舉動でやることゝなつた。班長殿が「一」余はすでに動作を誤つた。教官殿曰く「丸山なんかどうしたのだ……」。ひやつとした。

その時の不安はいつまでも消えずに我心を勵ましてくれる。晩方に狭窄射撃があつた。要領が悪かつた。叱られぬでも成績不良とあれば良心がせめて不安なものである。歸營して班長室に行くと、第二班の班長殿が「丸山君どうです、射撃はよい點がとれましたか」。などといはれる。此時の心恥しい事……(今だに忘れぬ)

八月二日 土 晴

實彈射擊 射擊場にて(兵營より約二千米)

第一習會(六現兵)

距離二百米、姿勢依托、伏射、標的圈的、五發

目的、その銃の特性即ち正照準によりて、何處に偏して命中するかを知るにあり。

學科 教官殿

射擊教範

1 基本射擊

第六十七、基本射擊ハ戰鬪射擊ノ基礎教育ニシテ之ヲ分チテ豫習及實習

トス

豫習射擊ノ目的ハ實包射擊ノ要領ヲ精密ニ練習シ、且銃ノ特性ヲ知得セシムルニ在リ。

實習射擊ハ豫習射擊ニ於テ習得シタル伎倆ヲ向上シ益々射擊術ニ習熟セシムルヲ目的トス。

2 射手ノ等級(第七十二)

二等射手||初年兵及未熟なる射手を云ふ。

一等射手||二等射手の各習會に(一ヶ年間に十四回ありこれに悉く)合格したる者。

特別射手||連續して二ヶ年間一等射手の各習會に合格した者及、第二種徽章を得たる者。

一等射手にして成績優秀なる者の中、一箇中隊にて約三四人（十八人に一人の割合）に第二種徽章を與ふ。

豫備役、後備役、補充兵役の者並六週間現役兵には射手の等級を定むることなし。

3 應用射撃

第九十三、應用射撃ハ實包ヲ以テスル單獨射手（個人）ノ實戰的教育ニシテ基本射撃ニ於テ習得シタル射撃術ヲ戰場ニ於テ兵卒ニ課スベキ諸般ノ要求ニ調和セシメ以テ射手ノ伎倆ヲ發達セシムルヲ目的トス。應用射撃は單獨射手にして野外に於て行ふもの也。故に戰鬥射撃とは異なれり

第九十四 注意すべき諸件

銃器の検査

午後二時より銃器の検査あり。

兄より手紙来る。入營以來、陸軍から支那に派遣されたる兄から手紙が来たことは度々だが、今日のやうに胸にこたへたことはない。

昨夜の夢——獵銃を以て、故郷の自分の家先や、近所の周りや近くの山々を飛び廻つた夢を見た。

下痢する。

酒保にゆく。状態や巻紙や仁丹を買はうと思つて出たのに、きてみるとばんも、せんべいも食ひたい、ラムネも飲みたい。序でに饅頭も四つ食べた。馬鹿なことをするとは思ひながら。

○ 戦友は煙草を吹かしてゐる。余は句なりと吹く。戦友はばくばくと
 余は駄句駄句と。
 陽炎の又銃に輝く射撃場
 今草を刈るとは夏の射撃場

八月三日 日 曇

班内の清潔整頓

間稽古、徒手體操、器械體操、(鐵棒、懸垂、肘屈、轉回。跳越臺、横跳。
 跳下臺、跳下「八段より」。梁木、速歩通過。吊棒、登降。)
 入浴

○ 浴場の揭示板に「湯ハ最節約スベシ」とあり。戰場に於て水をたつぷ
 りと使用するは難きこと也。故に平素より訓練せんとはする也。水の使
 用につきては、たゞに戦時の爲めのみならず日常に於て節儉すべき也。
 是質素の徳養成の第一歩也。聞く「乃木大將は一升の水を二度の洗面に

分ちて用ひられたり。」と。無代價なる水に於て然りの故を以て、大將の人となりを見せらるゝにあらすや。然り質素の徳は無代價のものより出發すべき也。一般に我國は水多ければ、その使用粗末なり。この揭示板を讀みて、こは武人の服用すべきのみならず、我國人一般に守るべき事也と感せり。

今日は單獨外出を許された。第二種服を着てゐたのに、中々服装検査が厳正であつたとのことだ。我々は毎日練兵する時でも服装検査はやかましい。練兵中にでも服装を正せの命が下ることが度々である。何故に軍人は服装についてやかましく云ふのか。一體内心は表面にあらはれると共に、外面のある事柄は内心に非常な影響を及ぼすのである。誰かが悲

しいから泣くのではない。泣くから悲しいのだといつたやうに、表裏の關係は甚だ密接である。これは幾多の實例が證してあまりがある。そこで軍隊では、軍紀慣習の良手段として服装を莊重嚴正にせよとやかましくいふのである。内務書に曰く

服装ハ斷ヘズ軍人ヲ監視スルモノニシテ、其不正、不締ナルハ心性ノ不確實ナル反應ナレバ、服装ハ付上官ヨリ注意ヲ受クルハ軍人ノ一ノ耻辱ナリト心得ベシ。」と。

中學生などの服装に於て、あれでも學生かと思れるが如きものを問々見るが、此等の事を考へて三省してほしい。

小學校では、體操の時間に、必ず一度服装検査を行ひたい、余はこれを実行してゐるが、中々効果が多い。

服装ヲ正スト云フコトハ稍モスレハ中學以上ノ學生トナルト之ヲ誤解シテ困ル
即チ新シキモノヲ着スルヲ服装ヲ正スト解スルモノ少カラス軍隊ニテハタトエ古クトモ破レ
居ルトキハ修理シ汚レタルモノハ洗濯シ塵アラハ能ク拂ヒ敢テ新シキヲ云フニアラス清潔ニ
シテ正シク服装力規定通り調ヘラレアラハ可ナリ

八月四日 月 晴

學科 教官殿

軍隊と國民との關係

軍隊と國民と離る能はざる所以。我國の國民は日本帝國といふ一家の一
員、一分子也。軍隊亦然り。共に我帝國の一員たる也。我國民が 陛下の
赤子なるが如く、我軍隊亦然り。我軍隊は國民の内より選ばれたるもの也。
故に軍隊は 陛下の軍隊たると共に、國民の軍隊たる也。故にこの情義や
厚し。世人の多くはこの關係を十分了解せずして、軍隊を恰も旗本の如く思
へり。決して然らず、皇室を守護すると共に、國民を援護するもの也。然
るに何故に、

軍隊と國民と離脱したるや。

一、大名、旗本及武士と人民との關係が、當時の國民に十分了解せられざりき。旗本武士等は唯國民の作りたる粟を食ひ大名は重税を課し暴威を逞しうするのみなりしを以て、人民は一般に士族を以て「穀潰し」と云ひて忌み嫌ふに至りし也。

然るに明治初年國民皆兵主義を布きて軍隊を成立せしむるや、國民は軍隊を以て士族と同一視し暗々裏に之れを忌み嫌ひ、加ふるに

二、當時漸く利己主義に傾かんとせる國民は、一般徴兵を以て大いなる苦痛と考へ、軍隊を呼んで血税也といふに至れり。

三、猶當時の教育不安全にして、將校は殆んど皆以前の武士を以てせし故

に兵卒を奴隸の如く取扱へり。搗て、加へて

四、當時の徴兵令は、其の規則不完全なるため一方國民に誤解せられ、他方國民の徳義心の低かりし爲め愈々以て兩者の關係を離脱せしめたる也。

(以下は後日の講話なれと便宜上ここに記す)

國民の同情なき軍隊は戰場に於て如何なる結果を來すや。

これを知らんには、日露戰爭當時の露國の狀を見るべし。彼が敗北の一因は國民が軍隊に同情を有せざりしにあり。彼等は出征せんとする夫に、又息子に「敗レテ北クルモ退イテ生キン」ことを願へるに非ずや。猶郷里より送る手紙は「無事に歸るべき」ことを要求せしなり。敵將クロバトキン著回想録は此間の消息をよく語れり。然らば當時の我國民と軍隊との關係は如何なりしやといふに、父は「必ず國家の爲めに死せよ」と子を送り、

妻は「必ず國家の爲めに功を樹てよ」と告げて彼の地に送りぬ。即ち兩者の離脱したる結果を見ざりき。されどこは平時より然りしものに非ずして實は露に對する敵愾心よりして然りしもの也。今後もかくては共に不利なることなれば、將來は眞實に密接の關係を有するに至らんことを望む。これが爲めには、諸君の兵營を音なうて、内狀の眞實を視察せられんことを望む。

國民の後援

日露の役に於て我國の勝利を得たる因多々ありと雖も、國民の奮つて後援せしは其主要因の一つたるを得べし、如何に軍隊が戰場に於て花々しく奮闘せんとするも、國民の後援なくんば、到底勝利を得る能はざる也。戦争

を繼續する能はざる也、國家自衛上戰端を開きその戦争を繼續する能はずして、國家敗滅を招くに至るとは淺間敷事に非ずや。而して日露の役に於て露國はこれを經驗せり。クロバトキン回想録に曰く

「精神上の關係に於て敵に劣れるの一事は、確に我將卒の勇氣を減殺せり若し我軍をして温き國民の後援を得せしめなば、過去と比較し難き至大の功績を擧げ得るなるべし。」

と。我等國民は勝つて兜の緒を締めこの前轍に履み迷はざらんことを要す。

戦時に於ける後援は、或は別れの言葉に、或は手紙に、義勇奉公の念慮を起さしめ、志氣の旺盛を圖るに在り。志氣旺盛なる軍隊は、よく勝を奏す戦時に後援あると共に、平時亦後援あるを要す。反つて平時の後援は重要

なるものなり。何をか平時の後援と云ふ。曰く、性情、體力、智力及資産の武力構成の要素を提供するに在り。而して性情の提供をその大なるものとなす。凡そ人には體力の限りありて、智力及資産亦十分なる能はざるにこれに課する任務は數限りなく其程度の差なし。されば其性情にして確固不拔のものあるを要する也。

術科

不動の姿勢、捧銃、擔銃、發進停止の動作、膝射構、速歩、

學科

教官殿

陣中要務令

綱領

「軍ノ主トスル所ハ戰鬪ナリ故ニ其凡百ノ事皆戰鬪ヲ以テ基準トスベシ。」
協同一致すべし。

軍は軍紀を以て成れるものにして其消長は實に勝敗の由て岐るゝ所なり。常に全軍をして必ず上長に服従し其命を確守するを以て第二の天性たらしむべし。之を爲すには、其教育を嚴肅にし其秩序を整正にし其命令を慎重せしむるにあり。

命令を下すには、必ず受令者の力量能く擔任し得るや否やを考へ漫りに難きを責むることあるべからず。而して既に命するや毫も寛假することなく必ず之を果さしむるを要す。

命令を下すの法又巧拙あり。唯正當に下す未可なり。唯其實施を監視する亦未可なり。必ずや機宜に適し受令者の器量に應じ肯綮に中るものにして

始めて能く功用を成すを得べし。而して此事は一定の妙訣あるに非ず、日常各自に講究實驗せざる可からず。形式にのみ拘泥すべからず。形式は運用を待ち、運用は人にあり。軍人は名譽を重んぜざる可らず。名譽心は虚榮心と異なる。軍人精神を維持するものは是即ち名譽也。

陣中に於ける演習等を一見して軍隊に於ける命令は嚴なり酷なりと思へる人なきに非ず。成程表面上のみよりして、軍隊を観察せば或は然らんか。されど其實陣中要務令は上記の如く命令を下す方法をまで細説し、各上官が此を服膺して、兵卒に命令を下せるものなることを知らざるべからず。命令を下す上の注意は、兒童教養に當れる小學校教師の再讀熟考以て三

省すべきもの也。

* * *

報告

軍隊が戰場に於て爲す動作の主なるものは次の三者也。

- 一、行軍 陣中要務令
- 二、宿營
- 三、戰鬥 步兵操典

命令系統ある下級者が上級者に申上ぐるを報告といひて、行軍間、宿營間、戰鬥間皆必要なるもの也。

第二十五 斥候に出で報告を記する上の注意

- 一、區別、報告者自ら目撃せしこと
 他人(土人)の實見せしこと
 他人の聞知せしこと
 推測に係ること(理由記載)
- 二、報告に記載すべきこと
 員數、時刻、兵種、先頭或は後尾の位置及動作
 第二十七、八 報告すべき事項及時期
 歩兵操典の試験を行ふ。その問題は次の如し。
- 一、戰場に於ける歩兵の價値
- 二、歩兵の具有すべき必須の條件
- 三、「イ」歩兵操典の主義

〔ロ〕各個散兵教練の目的(以上)
 此の後も度々試験あり、その時間は通常二十分内外にして、其成績の如何は六現成績にも關するものなり。

術科

- 舍後にて 右向、左向、後向、立射構、裝彈及抽出
- 舍前にて 擔銃、發進停止の動作
- 舍内にて 伏射の構

八月五日

火 晴

行軍演習

昨夜より旅装怠りなく、朝まだき床を出で朝食もせずして、午前五時といふに霧深き營舎を後ろに行軍を起せり。目的地は日置村方面なりとか。行く道霧深くして、銃身より露の玉漏るゝ風情を呈す。野間村に至りて休憩般若寺(畑村)にて朝食し飯盒を輕めぬ。一休憩中句あり。行軍の汗さへ出での霧の朝。班長殿より學科を受けつゝ、進行して雲部村の内泉村に到りて一休憩後直ちに陣中要務令に就きて學ぶ。

陣中要務令

第四章 文書記述の通則

第五十五 記載は簡單なるを要す。

第五十六 文章を簡短にし、奇異の語を避け文意を明瞭にし且了解し易からしむべし。

第五十七 右側、左側、右翼、左翼等の語は、敵に對する方向を、基準と爲して稱呼す。

第五十八 規定の報告及び用紙なき時の報告について、

第六十 地名は地圖と同文字なるべし。

第六十一 地形に關することを記載するには、地圖に據りて其名稱を指示するを要す。

第六十二、六十三、六十四、六十五、

第四十七 命令通報及報告を送致する傳令使の速度

乘馬傳令使(騎兵)

並一時間約八吉米

急一時間約十吉米

至急馬力の耐ふるだけ迅速に

徒歩傳令使

並速歩一時間約五吉米

急駈歩と速歩混用一時間約六吉米

至急唯近距離にのみ用ふ。駈歩。

報告の一例

丸山斥候報告

第何號 午前 時 分

於

一、(時刻)、(兵種)、(何名)、(何處)、(動作)

二、
三、

川崎班長殿

丸山斥候長

泉村に於て報告演習あり。自ら斥候長となりて、大いに活動せり。銃聲によりて敵の陣地を偵察せんものをと、一嶺下りて一谷渡り二嶺に出で、或は上に或は下に走りて二谷を越え靜かに敵狀を視察せんとせし健氣しさ。我も人も勇奮の情抑え難かりし也。

かくて涼しき松並木の木蔭に中食し、水筒に湯を充たし、歸途行軍につけり。中途よりや、歩を速めて土埃多き道を行軍し王地山に登りて休憩す。時に教官殿曰く「四千百米を一時間一分の速度なりし。」と。直ちに營舎に

歸る。時に午後一時半なりき。
 此の行軍によりて得たる所多々あり。而して、「案するよりは産むが易い。汗水吹き吹き土煙の中を足並そろへて幕地に行軍するは一見苦勞の如く見ゆれど、其實客觀者の同情的想像を以てする程苦勞にあらざること及び己の身體精神の他人と比較して劣れるものに非る故大いに自重自愛すべきことを悟りたるの兩者を以て其最たるものとなす。

八月六日 水 晴

中隊長殿より我國は財政困難なれば、兵力を増すこと難し、故に軍人精神の充溢せる軍紀の嚴肅なる軍隊所謂精神的強者を以て敵に當らんとするものなる故に、小學校教育に於ても此等の素地に就きて養成せられんことを望むといふ意味の精神講話あり。

學科(森にて) 教官殿

敵の散兵を射撃する時は、

- 一、敵の下際を射つべし。
- 二、正對射たるべし(目標の大なるものより射つを可とす。)
- 三、多くは各個射撃也、これよく彈丸の命中すれば也。

術科(練兵場にて)

捧銃、擔銃、散兵(各個教練) 彈藥の裝填及抽出

學科 教官殿

步兵操典

第十四 教練と諸教練の補助演習。自信力のある時は、自ら活氣を呈す。

第十六、十七、

第十八 教練ヲ行フニハ兵卒ヲシテ其目的精神ヲ會得シテ、之ヲ實施ノ上

ニ現ハサシムルコト緊要ナリ。否ンバ教練ハ動モスレバ形式ニ陥リ終ニ

戰闘ニ適セザルニ至ルベシ。

* * *

これによりて觀るも、近時の軍隊は兵卒に盲目的服従を要求せることとな

きを讀者諸君は推察せられん。

第十九 各個教練は綿密嚴格に行ふべし。

第二十 兵卒各個ノ能力ト體力トニ依リ教育ノ手段ヲ異ニスベキコト勿論

ナリト雖要ハ精巧ニアラズシテ熟練ニ在リ。

第二十一 夜間に於て各個の動作を教へ之に熟せしむることも必要也。

散兵

第五十五 (前出)

第五十六、五十七、

第五十八 散兵の地物を利用する要旨は射撃の効力を主とし次に遮蔽の効

用を顧慮するに在り。讀者諸君、その精神の存する所を汲まれよ。

第五十九、六十、六十一、六十二、

第六十三 前進(退却)せしむる號令

前(後)へ

斜行進 斜メニ右(左)へ

直行進に復せしむる 斜メニ左(右)へ

速に前進せしむる號令 駈歩(前進の用意)前へ(駈歩して前進)

散兵を止むるには 止レ

○ 戦友芝君と井關君、腸窒扶斯病に犯され入院することゝなつた。爲めに營舎は消毒を行ふ。我々一同の意氣はやく鋒を削られた劍の如き感がある。

八月七日 木 晴

術科

練兵場にて 擔銃、捧銃、發進停止の動作、膝射、彈藥の裝填及抽出、散兵——前へ、後へ、駈歩、斜メニ 右へ。

學科 教官殿

軍隊内務書

綱領(前掲)

第二章 服従 第一、二、三、四、五、六

第四章 聯隊長の職務

第一 聯隊長ハ聯隊ヲ統率シ法規ノ定ムル所に從ヒ諸般ノ職務ヲ執行シ其

責ニ任ズ

第二 聯隊長ハ聯隊精神ノ中心ニシテ軍紀風紀ノ本源者タリ故ニ常ニ隊中軍紀風紀ノ振張及軍人精神ノ發揚ニ付テハ絶對ノ責任ヲ有スルモノトス

第五章 大隊長の職務

第一 大隊長ハ大隊ヲ統率シ軍紀風紀ヲ維持シ大隊ノ教育訓練ニ任ジ聯隊長ニ對シ其責ニ任ズ。

第二 大隊長ハ常ニ部下ノ士氣ヲ振起シ軍人精神ヲ發揚シ能ク規定ヲ守リ困苦缺乏ニ堪ヘ和熟一致ヲ旨トシ各々其職務ヲ盡サシムベシ。……

見學

第三 大隊の前哨勤務演習を見學す。是れより先き陣中要務令につきて豫備的知識をば得たりしものなり。

○ 昨日の悲觀状態は、今日の散兵教練で一時に退却してしまつた。

八月八日 金 晴

教官殿の御講話「國民と軍隊との關係」はすでに記せしを以てこゝには略す。

術科

營庭にて 駈歩……發進、停止（四呼稱にて止まり五呼稱にて手を下す）

駈歩より速歩（二呼稱にて速歩となる）、速歩より駈歩、膝射構、折敷

練兵場にて

操典第五十八、復習、第六十四、

第六十五、胸牆に據る射撃、

第六十六

散兵壕による地物利用

樹木による地物利用

山嶺による地物利用—約二歩手前に於て伏せ、膝と臂とにて這ひ進み敵を射撃す。

午後の術科

徒手體操—目的を知りその効果を知るを要す。其の教授の際には必ず體形をとり模範を示すを要す。……

練兵場にて距離目測

學科(森にて) 教官殿

陣中要務令

歩哨

第七十八 歩哨の一般守則

絶えず敵軍の方向を監察し、疑はしき徴候に注意すること。晝間歩哨線の出入を許すものは我軍の將校、部隊、斥候及傳令使のみ。夜間の誰何法……「誰か」と三度呼ぶも答へざる時は射撃すべし。軍使と降參人……小哨長に報告すべし。歩哨の姿勢

八月九日 土 晴

學科 教官殿

軍制學

軍制は行政に關するもの也。今は軍人として教育者として又國民として知らざるべからざる事項をのみ述べん。

△國軍の組織(編制)、國軍建設の基礎に基きて編制さる。

△國軍の二大別(兵員器材)

兵員は兵力を組織するに至る。その組織方法に、米の如き民兵組織と、日・獨、露、英の如き幹隊組織とあり。平時兵役に服せずして、一朝事有るの日、僅少日の訓練を経て兵隊とするは前者にして、平時より軍隊

なるものを設けて比較的長き間技術を練り、精神を修養し以て戦闘の準備をなしおくは後者也。

國軍の兵力とは現役兵のみに非ずして補充兵、豫備兵、後備兵の總稱也

△各兵科の性能

歩兵 戦闘の主兵にして戦闘に最終の決を與ふ。

騎兵 軍の耳目也。

砲兵 卓越なる火力を特性とす。

砲兵	}	野戰砲兵	}	野砲兵
		攻守城砲兵		重砲兵
				山砲兵
				海岸砲兵

工兵 築城、交通路の開修、架橋及諸般の破壊工事等を擔任す。

輜重兵 軍隊の彈藥、糧食、衛生材料其の他の軍需品の運搬に任す。

△戦闘單位、戦争する時の最小單位は中隊とす。歩兵は兵卒二百乃至二百

五十之を三箇小隊に分ち、騎兵は百乃至百七十之を四箇小隊に分ち、砲兵

は四門乃至八門、工兵は歩兵と略同じき兵數を以て一箇中隊を編制する是

各國の普通状態也。

△戰術單位、運用上よりしての單位也。歩兵は一箇大隊、騎兵は一箇聯隊

を以てす。

△陸軍の系統

術科

營庭にて、擔銃、伏せ、伏射構、彈藥の裝填及抽出

分隊教練—方向變換、隊形變換

午後は傳染病發生の爲め我が營舎の消毒を行ふ。

八月十日 日 晴

射撃場に到りて基本射撃を行ふ。

第二習會

距離二百米、姿勢伏、標的圈的、合格點數十九

本會は前會に於て知りたる銃の特性に隨つて射撃せしもの也。戰友は殆んど皆合格せしに、余等數名のみ不合格といふ不覺をとりぬ。是が爲め「第三習會に於てこそ」と、人知れず東に向ひ神に祈りしもの也。

腸窒扶斯病發生の爲め毎日健康診斷を受くること、なつた。除隊になる日まで診斷を受けたのである。其間に順次數名入院した。一方では消毒作業をしてゐる他方では、戰友が入院するといふ工合で意氣や、銷沈と

いふ状態ぜうたいになつた。外出がいしゆつもせねば酒保しゆほにも行かねば……といふ生活せいかつとなつた。併しかし日用品には不自由ふじゆうをせなかつた。

追記つゐき

入院した戦友は、後退院たいいんした。そして軍隊の手厚かみこき看護かんごを感謝かんしゃしてゐた。「僕は、軍隊には感心かんしんする。看護の真まに親切しんせつ丁寧ていねいであつたことには感服かんだくの外ほかはない。」と。友は嘗かつて余あに語かたつた。

八月十一日 月 晴

室内しつない諸物品しよぶつ大消毒だいせうどくを行ふの命めい下りぬ。乃すなはら班員はんゐん一同朝食後いどうちゆうしごよりこれに従事じゆじし室内しつない、寝具しんぐ、衣服いふく、食器しょくき、装具さうぐ等一物いっぶつをも餘あませず消毒劑せうどくざいを以て清淨せいじゆになしつ、時夕方ゆふかたに至り止む。即ち練兵れんぺいは中止ちゆうしされしもの也。聞きく「本日まで消毒劑せうどくざいとして費つひやせし經費けいひ約五百圓やくごひゃくごんに上のほれりと。つまりらぬ所に多額たがくの費用いようを要するに至りしは遺憾いかなの至りとす。

八月十二日

火 晴(夕立あり)

行軍演習

午前五時出發、柏原に通ずる道に進みて北の新田に至る。森林中に神社あり。境内にて教官殿の學科あり。

陣中要務令

第五篇 行軍

第二百八 行軍の價值「行軍ハ凡テノ作戰ノ基礎ヲ成スモノニシテ其實施ノ實確ナルハ諸般ノ企圖ニ好果ヲ獲ルノ要素ナリ。」

第二百十 行軍力の保持增加法(行軍軍紀の嚴格、被服、裝具、蹄鐵の監

察、人馬の給養及衛生に注意すること)

第二百三十一 途歩と休メ(前者は徒歩兵に後者は爾餘の兵に用ふ)個人は道路の左側通過、軍隊は右側通過を通常とす。

第二百三十九 行軍する軍隊の大患と爲すものは炎熱及沍寒也。

行軍に旅次行軍、戰備行軍及夜行軍の種類あり。

第六編 宿營

宿營に舍營、村落露營及露營の三種あり。

第二百八十一 歩兵の露營

學科を終り、東方の高地に上りて報告演習を行ふ。

戰況大略、「敵ハ篠山町ヲ早朝出發セリ、我軍ハ柏原ヲ出發シテ、本隊ハ今北ノ新田ニ來レリ。我々ハ下士斥候長トシテコ、マデ來レルモノナリ。」

これによりて、高屋村の西方約一千里の高地に至りて敵状を搜索し本隊に報告す。

演習終るや軍歌を歌ひつ、田の畦道を傳ひながら歸營す。

六現生活中行軍演習はこれを以て終りとせるもの也。而して行軍によりて得たる利益は僅少ならざる也、或は精神上に於て或は體力上に於て或は軍事思想涵養につきて得たる所は豫想以上なりき。第二次六現生活を送らる、諸君に於ては、刮目注意してより一層の利益を得られんことを希望する次第也。午後は陣中要務令の試験あり。銃器の手入を終へて、或は洗濯に、或は休養に時を過せり。

軍隊に於ける衛生に就いては、特に嚴重なるものなり。これは特に「下

士卒用陣中衛生心得」として示されたる小冊あり。今左に讀者にとりて殊に必要ならんと思ふ項目を抄録すべし。(但し既述のものは記載を避けたり。)

- 一、靴下ハ務メテ交換スベシ、破レタルモノ濕リタルモノヲソノマ、ニ穿ツトキハ靴傷凍傷ヲ起スノ原因トナレバナリ。
- 一、疲労甚シキトキ又ハ身體熱セルトキハ、暫時休息ノ後食ニ就クヲ可トス。

行軍病豫防の心得

行軍中軍隊ニ多大ノ損害ヲ與フル疾患ハ靴傷・凍傷及喝病ナレドモ、靴傷ノ豫防ニ就テハ前ニ略ボ述盡シタレバ、左ニ凍傷ト喝病トノ豫防心得ヲ示

スベシ。

其一 凍傷

- 一、凍傷ノ起リ易キ部位ハ、手、足、耳、鼻等ノ尖端部ニシテ血ノ通ヒ悪ク随テ榮養ノ乏キ處トス。故ニ冬季寒地ニ行軍スルトキハ此等ノ部位ニ深く注意シ、且手足ニハ出發前ニ凍傷膏ヲ塗り置クベシ。
- 二、凍傷及凍死ノ根本的豫防法ハ適當ナル防寒被服ヲ纏フノ外榮養ヲ充シ夜眠ヲ缺カザルニアリ。睡眠足ラザル時ハ運動ニ懶ク活氣ニ乏ク、榮養足ラザルトキハ體內ノ温氣薄ク外襲ニ對スル抵抗力衰フ、即チ皆凍傷若クハ凍死ヲ招クノ本トナル故ニ寒時ニハ殊ニ十分ニ食ヒテ腹ヲ滿シ又時ノ許ス限リハ熟眠スルコトニ努ムベシ。
- 三、酒ヲ飲ムトキハ一時皮膚ノ温氣ヲ覺ユルモ體內ノ温度ハ却テ降り、又

- 爲ニ睡眠ヲ催シテ凍傷若クハ凍死ノ原因トナルモノナレバ、ソノ恐レアル間ハ決シテ之ヲ飲ムベカラズ。
 - 四、凍傷及凍死ノ豫防上缺クベカラザルハ運動トス、コレガ爲ニ氣血ヨク運行シ身温増加スレバナリ。(下略)
 - 五、摩擦モ亦局部運動ノ一種ナリ故ニ寒氣ノ爲メ耳、鼻、手、足等ニ感覺ヲ失フコトアラバ是凍傷ノ前兆ナリト心得頻リニ之ヲ摩擦スベシ。
 - 六、裸手殊ニ濕リタル手ニテ氷冷ノ金屬ニ觸ルトキハ忽チ凍傷ヲ起スコトアリ注意スベシ。
- 其二 喝病
- 一、喝病トハ日射病及中熱病ノ總稱ニシテ、酷暑行軍ノ際屢々發スル危際ノ疾病ナリ。

二、行軍ニ慣レザル者、體質弱キ者、過勞後並病後ノ者、睡眠足ラザル者、房事ニ耽ケレル者、空腹ノ者、口渴ノ者殊ニ酒ヲ飲ム者ハ本病ニ罹リ易キモノト知ルベシ。

三、各自ノ守ルベキ喝病ノ豫防ハ主トシテ攝生ヲ慎ミ飲酒ヲ禁ジ油斷ナク水筒ヲ充シテ渴ニ備ヘ、食事ト睡眠トヲ缺カザルニアリ。其ノ他酷熱ヲ避クルタメ出發時刻ヲ早メ日中休止シ、行軍縱隊ヲ疏開シ、負擔量ヲ輕減シ、胸ヲ開キ風ヲ納レシムル等ノコトハ隊長ノ命ニ依ル。

四、喝病ノ前徴ハ發汗非常ニシテ淋々顔面ヨリ流レテ眼ニ入り襟ヲ潤シ、心窩ニ溼リ頭部、皮膚共ニ熱シテ呼吸迫リ動悸高ブリ胸部苦悶ヲ覺エテ兩脚震顛シ、眩暈シテ今ニモ卒倒セントスル感アルヲ常トス、此時ソノ旨ヲ直ニ申告シテ伍ヲ離レ蔭ニ憩ヒテ先ヅ水ヲ飲ミ、衣ヲ開キ、次ニ冷

水モテ頭ヲ洗ヒ、胸ヲ拭フトキハ忽チ恢復スルモノトス。

○ 軍人精神は軍人ばかりではない、誰にでもなければならぬ。そしてこれを發揮するには何處に於ても出来る。各人の生活皆これ軍人精神の發揮なりといふやうにすることが出来る。又實際日本人ならば、斯うなければならぬ。班の上等兵が、誰か室を掃けと言はれる。皆の身體は勞れてゐる。そこでお互に黒い顔に眼玉ばかりざり／＼とさして、誰一人として箒を手に取らうとしない。其時に潔よく行つて箒をとり、せつせと掃いたならばどうである。皆は口には言はねど彼は眞面目である。進取の氣象に富んでゐると心に感謝の念同情の念を起すのである。掃き終るとその塵を塵棄場に棄てに行かねばならぬ。處がこれはかなり面倒を

見なければならぬ。第一何程暑くとも室外へ出ることだから衣を着て、軍帽を冠つて、編上靴を履いて行かねばならぬ。そこで皆は「行くことは善い事だ」と知りながら又感じながら行かうとせぬものが多い。これは軍人精神が陶冶されてゐない事を證するのである。

潔よく活氣に富むといふことは軍人精神陶冶の上に肝要な事である。班の上等兵は日常同居してゐるから、各人の心をよく知つてゐる。それでそれを皆教官殿の命によつて報告する。我々は報告される報告されぬ等いふ事は別問題として、どう考へても、立身出身せよとか、一角の人にならうと思は、他人の辛いいふ事、面倒だといふ事に自ら進んで當つてこれを決行する即ち箒を持つて室を掃く丈の男でなければならぬ。實際かゝる人であつてこそ全生活是皆軍人精神の發現也といふこと

が出来る。

讀者諸君は何卒この邊の意を能く解せられて、自己の辿りつゝある今の生活に實地應用せられんことを希ふ。これ皆自己の實現であると共に社會實現でいはゞ完全なる人格實現といふことになるのである。

八月十三日 水 曇

昨今歩兵操典・陣中要務令等の書は常に背囊の中にあり。是れ何時何處にて此等の學科あるやも圖られざれば也。今日は練兵場に於て、歩兵操典の學科あり。第二章中隊教練の要則、密集編成及隊形に就きて學ぶ。良ありて中隊長殿の精神講話あり。

諸子の解隊後、兵卒の父兄及び壯丁の父兄に傳ふべき件

- 一、父兄は、我息子の言のみを信じて軍隊のいふ所を信せざるが如き事あるべからず。
- 二、軍隊教育の目的を達せんには、軍隊のみの力によるものに非ずして、父兄の力を俟つこと大なり。
- 三、父兄の面會に來られし時は必ず中隊の幹部に會ふて軍隊の内部を視察

せられんことを望む。

四、息子の一身に關して軍隊にては如何にするやが不審の時は村役場の兵事掛に問合せられたし。

父母妻子死亡の時は中隊長宛に電報を打たれたし。此方が過少く、却つて歸省し得る時刻も早かるべし。

五、小使錢は一圓五十錢以上持參せしめざることを父兄に知らしむること(理由を示して)

軍隊は法律—民法の下にのみ立つものに非ずして陛下に直屬するもの也。故に金錢所持の自由を束縛するが如きも決して然るものに非ずして皆兵卒自身の生活を顧みて規定せる所也。

術科

練兵場にて 擔銃、整頓（操典第七十六、七） 隊形變換、伏せ、伏射、分隊教練、方向變換、斜行進、直行進、突擊（操典第五十四） 突擊に進メ、「突込メ」の號令にて吶喊し猛烈果敢に敵に向ひて突入し格闘す、「止レ」にて停止して立射の構を爲す。

營舎に於て射擊教範の試験あり。

- 一、狹窄射擊、基本射擊の目的
- 二、射手の等級及び其決定法
- 三、應用射擊を説明せよ

練兵場で「突擊」の演習を終つて歸營しながら考へた。「僕の身體も入隊當時はヒヨロ／＼ものだつたが、今はかなり強健になつたわい。今日の

演習で平氣なもの。若し入隊當時に昨今の如き演習を課せられたならばどうだらう。僕等は第一に疲れきつてへど／＼になつてゐたかも知れない。それに此頃は平氣である。却つて突擊などといふと興味が湧いて居る。他人はえらいといふ事を、——實地自分で知つて眞のえらさを他人に傳へたいと思ふと其所に興味がある。等と思ひながら營舎に歸つた。巻脚絆を解きながらその思ひを續けた。「この調子で一ケ年なり二ケ年なり鍛鍊したならば、其結果はどうなるだらうか。我々の身體でも美事な體格美を保つやうになるだらう。」と思つた。そして戰友山口君にいつた。「我々が兒童を教育するに易より難、簡より繁といふが如く、最初は手やはらかに教練を課せられ此頃に至つて餘程鍛鍊的となつてゐる。が身體がこれに伴なつてゐるから平氣だね。」と、余がいふと、同君は第

一 乙種の合格者だが、實に然りと答へてゐる。

八月十四日 木 曇、夕立

舍内にて術科

捧銃、裝填及抽彈、立射、伏射、擔銃、(教官の動作)、我々は國民軍の幹部となるものなれば、教官の動作を學ぶ。

學科 教官殿

軍隊教育令

(軍隊教育令は、大正二年二月五日發布せらしものにして、小學校令に相似たるもの也)

綱領

一 (軍隊教育の目的)、軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ訓練シテ戦争ノ任ニ

當ラシムルニ在リ。而シテ戦争ノ爲メ緊要闕グベカラザル要素ハ、堅確ナル軍人精神、竝、嚴肅ナル軍紀タリ。故ニ軍隊教育ハ此要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス。夫レ生ヲ棄テ義ヲ取り、恥ヲ知り名ヲ惜ミ責任ヲ重ンジ艱苦ニ堪ヘ奮テ國難ニ赴キ悦ンデ任務ニ斃ルルハ軍人ノ特性ニシテ我國民ノ古來繼承尊重セル大和魂ナリ。故ニ軍隊教育ニ於テハ此特有ノ資性ヲ砥礪擴充シ以テ事實上ニ其成果ヲ發揮セシメザルベカラズ。

讀者諸君はこれによりて、軍隊教育の目的及びこれを果さんがために必要なる要素を知られしなるべし。随つて軍隊教育に於ては大和魂を砥礪擴充せんとするものなることも明かに解せらるべし。

二、周密適切ニ企畫シ整正嚴格ニ實施スル教練ハ實ニ軍人精神ヲ振作シ軍紀ヲ緊張スルノ要道ナリ。

而シテ又諸般ノ演習、内外ノ勤務、竝、行住坐臥ノ間苟モ偷安ヲ許サズ諄々薰化シテ懈ラザルハ之ガ養成ニ關グベカラザルモノトス。此ノ如クシテ彼此相應ジ表裏兼該シ始メテ能ク軍人精神、竝、軍紀ノ涵養ヲ期スベシ。

是によりて、何故整正嚴格なる教練を施すか、何故日常の行動に於て寸時も偷安を許さざるか、等の疑問自ら氷釋せらるべし。實に余はこれを學びて悟りし處多大なりしもの也。諸君は再三熟讀玩味せられんことを望む。

三、「**武技ノ習熟ハ能ク自信力ヲ増シ意志ヲ鞏固ニシ氣力ヲシテ自ラ旺盛ナラシム。**」

軍人の武技の習熟に努むる所以自ら明かなるべし。

四、「體力ノ強弱ハ志氣ノ振否ニ至大ノ關係ヲ有ス。」
強健なる體力を要すること今更喋言を要せざる也。

五。「將校ハ軍隊ノ楨幹ニシテ軍人精神及軍紀ノ本源ナリ。」

六、軍人ハ國民ノ精華ニシテ其首要部ヲ占ム。從ヒテ之ガ教育ノ適否ハ直ニ郷黨閭里ノ風尚ヲ左右シ以テ國民ノ精神ニ偉大ノ影響ヲ及ボスモノナリ。

蓋シ軍隊ニ於テ修得セル無形上ノ資質ハ以テ社會ノ風潮ヲ向上スベク國民ノ儀表ト爲リ摯實剛健ノ氣風ヲ馴致シテ國家ノ隆興ヲ増進シ得ベケレバナリ。

是ヲ以テ苟モ軍隊教育ノ任ニ當ル者ハ固ヨリ戰鬥ヲ以テ本旨トナスベシト雖、其良兵ヲ養フハ即チ良民ヲ造ル所以ナルヲ思ヒ、國民ノ模範典

型ヲ陶冶スルノ覺悟ナカルベカラズ。

此に於て諸君は益々軍隊教育の目的を明かにせられしなるべし。軍隊の終局の目的は前述の如く戦争にありと雖も、實際に於て良兵を要するは常に非ずして一朝事あるの場合のみ也。之に反して良民を要するは日常毎の事なり。この點に着目せる近時の軍隊は諸君の想像以上なり。一例を以てせんか。兵卒にして農家の子弟多き時は、農業講話のあるが如き即ち是なり。篠山聯隊にては毎週一定の曜日に、農業に關する有益なる講話ありと聞き、岡山聯隊にてもかゝる舉ありと聞く。嘗て第一師團及近衛師團にては、農業講習書を授與せりと新紙に報導せり。以て其の一斑を知られたし。

余は現時の學生諸君の爲めに特に注意したいことがある。それは現今の風潮が、いや自然だの、いや自由だの、いや生の要求だのといつてゐる爲めに、大和魂だの忠君愛國だのといふと老人めかしい、保守的な事と思はれて現代の新思想人はその必要を認めぬ等と思はれるかも知れぬといふことである。がそれは決して正しい考へではないのである。どう考へても、日本國民には日本國民特徴の魂がなくては、世界に存在の意義をあらはすことは出来ぬと、信じてゐる。猶此等に就いては、云ひたい事もあるが、黄口兒が大言するも似つかはぬと思ふから男爵本野一郎氏の言を借つて、學生諸君の三省を促したい。

前略……私は深く、我が大和民族といふものは將來世界に雄飛するの資格を有する國民であると信じて居る一人であります。又雄飛することが出

来るであらうと深く信じて居るのであります。唯我が大和民族が世界に發展することが出来るや否やと云ふことは、一に將來の今日で言へば今日の青年諸君、將來で言へば日本人が之れを努むるや否やと云ふ一點にあらうと思ひます。

我が日本が今日まで發達し、僅かなる年月の間に斯くまで發展し得た原因は何處にあるかと言へば、正しく我が國民に一種特有の善良なる國民性があるからであります。其の國民性は何であるかと言ふに、艱難に堪へる國家の爲には忠義を盡す、國難を見たならば自分の生命を犠牲に供することも敢て辭せぬ、益々進んで發展して行かうと云ふ精神であります。又外國人が日本人を尊ぶ所以のものは何處にあるかと云ふことは最も慎重に研究しなければなりません。先頃の讀賣新聞に露國の有名なウキツテ伯が書

を寄せまして、日本は帝國の力が主として國民の物質的原流のみならず、その心神の偉大なる原流の中に存在せることを證明したと言ひ、又露西亞のクロバトキン、彼の日露戰爭の際の總司令官であつたクロバトキン將軍が、或る我が將官に對して、日本が露西亞に勝つたと云ふのは、全く日本國民の氣象、日本國民の性質、日本國民の愛國心である。然るに此の日本人の精神、此の日本人の氣象、此の氣質と云ふものは今後五十年續くであらうかどうか、と云ふ疑を發したさうであります。

此の疑は恐らくはクロバトキンのみならず、歐羅巴人の多くが有つて居る所であらうと思ひます。物質的の進歩が盛んになると同時に精神上の高尙なる美質が衰へると云ふことは幾分か事實であります。故に外國が此の點に對して疑を懷くと云ふことは或は無理からぬことであるかも知れま

せぬ。併しながら二千五百有餘年の歲月を以つて拵え上げた所の此我が大和民族の大和魂と云ふものは、決して斯様な五十年などと云ふ短い歲月の間に消滅するものではありません。又消滅されては相成らぬものと深く信ずるのであります。

我が大和民族が將來世界に雄飛することが出来るや否やは、實に此の大和魂なるものを永續し得るや否やの一點にあるかと考へます。……後略

(二二、一一、一七讀賣新聞所載)

術科

練兵場にて、分隊教練、直行進、斜行進、散開(其場ニ散レ)行進ヲ起スト
共ニ散開(散レ)、散解行進中斜行進、駈歩、駈歩ノ廻レ右、駈歩ヨリ速歩

午後練兵場で教練してゐた。天は何を思つたのか知らぬ、西の方から大夕立を寄こした。雨柱を立て、寄して來た。スハ一大事といふ體にて側らの神社の森に宿ごもること約一時間。雨は一しきり過ぎたかと思へば又一しきり來る。百姓は渴を醫した思をして喜んでゐるだらう。蛙も喜んでゐる。兵士も喜んでゐる。

丹波富士の明るく翠色のはつきりして諸々の山に白雲が横はる頃にはもう西の方の空はすいて涼しい風が練兵場を吹いてゐる。

「集レ」の一聲にとや／＼走つて行く。又こゝに練兵が始まる。

今日は舊盆である。

八月十五日 金 晴

術科 練兵場にて

速歩(二人並列) 断歩(二人並列) 伍ノ立射、突撃、散開、嚮導、整頓、装填及抽彈

學科(練兵場にて) 教官殿

歩兵操典

散開

第九 散開の價値と短所
 第二十 兵卒は勇猛沈着にして自信と耐忍とに富むべし。
 第二十一 凡て疑懼退走は敗滅に陥り、猛烈果敢なる前進は常に勝利を

得べし。

第二百二十二 若し彈藥を射盡し又は敵の重圍に陥りたる時は自己の銃劍に信頼し最後の勝利を求むることを勉むべし。

第二百二十三 負傷兵。

第二百二十四 二百二十五、軍人は許可なくして其所屬部隊を離るゝことを得ず。

是によりて、如何に攻撃的精神の旺盛なるを要するかを知らるべし。

午後は精神講話に關する試験ありて後射撃場に至る。

六現兵の基本射撃は第四習會にして終りを告ぐるもの也。即ち本日は第三四兩習會をなしてこゝに習會を終るもの也。

第三習會

距離三百米、姿勢立射胸牆依托、標的區頭的、合格點十、彈著點十三點、

第四習會

距離三百米、姿勢膝射、標的膝的、合格點十二、彈著點十二點、

八月十六日 土 晴

術科 練兵場にて

戦闘射撃

避病院、高地より北方に走れる嶺によりて、練兵場の東北隅より進軍せる敵を射撃す(防禦) 敵の接近してこれに突撃す。

胸墻による射撃、高地にて距離目測、立射構、膝射構、

高地にて突撃演習、散開、練兵場より避病院高地へ突撃、駆歩、速歩、方向變換。

本日の如き教練ありて始めて六現生活の一端を他に語るを得んか。鍛鍊的のもの、話種となりて又興深し。

午後は銃器の手入をなして休養す。

八月十七日 日 晴

日に三度缺くべからざるものあり。一に曰く銃器の手入、二に曰く食事は也と。げによくもいふたるもの也。今日は日曜なれば、十分に銃器の手入をなすべしとの命下る。「ハイ」の返辭の終らぬに、銃架より銃を下ろし洗矢を通さんとせるものあり。戦友相談じつ、數時間を費したり。

中隊長殿の宿題あり。曰く「入隊後自己の精神に得たる利害及び教職として軍隊教育を應用せんとする事項」の兩者なり。夜にかけて完成し班長の手許に提出す。

附記す、入隊當初に、「入隊當初の所感」を提出せしものなることを。傳染病發生の爲め「衛生だ、注意せよ。」等の言葉の耳に入るのみにして殺風景の日曜なりし也。

時夜の數分間の軍歌練習に咽喉を痛めた。

今日はぐつと一晝寝してよろこんだ。

晝寝の眼が覺めた時は夕食時で、半食の麥飯と、半食の重焼パンとが運ばれてあつた。

八月十八日 月 晴、夕立あり

術科

舎前にて 不動の姿勢、捧銃、擔銃、裝填及抽出、立射構、後向、右左向
發進停止ノ動作。

練兵場にて、速歩、距離目測。

學科としては、午前午後共に

勅諭に就きて學びしも既に記したれば省く。

歩兵操典及び軍隊内務書の試験あり。

術科

練兵場にて教官ノ動作、伏セ、膝射、折敷、行進間ノ折敷。

夕方練兵場に出で喇叭の奏聲につきて學ぶ。

八月十九日 火 晴

學科 教官殿

我が國民はその生まるゝや家庭に於て育成せられ、學校教育を経て社會
に出でこゝにて社會教育を受け、猶進みには軍隊教育を受くるもの也。故
に此等相互の間には、密接なる關係を有す。

一、小學校教育と軍隊教育との關係、凡そ國民教育に於ては、其國民の有
せる獨特の歴史、性質及習慣を深く考察してこれに則りて教育せざるべか
らず。而して教育勅語の「克ク忠ニ克ク孝ニ」は是れ小學校教育の眞髓に
して 勅諭の「忠節ヲ盡スヲ本分トスベシ」は是れ軍隊教育の眞髓とする
所也。されば共に其歸着點を同うするものなりといふべし。

二、社會教育と軍隊教育との關係、兩者の間に於ても、十分の關係を有せ

しめざるべからざるは、日露戰役當日の露國の狀態に顧みて明かなる所也。特に社會教育の一部たる壯丁教育に至りては頗る多大なる聯繫を有せるもの也。兩者の關係を密接ならしむる具體的方案は

(一) 身躬から青年團、婦人會、在郷軍人會等に入會して自らよく努むること。

(二) 陸海軍紀念日に會合すること。

(三) 適當なる遊技(擊劍、柔道)を選設すること。

(四) 忠臣義士の談話を試みること。

(五) 軍隊教育者の責任は、良兵を造ると同時に良民を養成するにあり。

術科

練兵場にて 教官の動作、散兵、避病院高地に突撃。

大隊教練見學

軍隊教育令及軍制學の試験あり。

一、帝國軍隊教育の特色

二、内務及武技の軍隊教育の目的に及ばず影響

一、必任義務の制度の要旨

二、幹隊組織の民兵組織に勝る所以。

學科 教官殿

學校教育者より軍隊教育に對する希望

一、軍隊の儀式及び作業に學生をして参加せしめられたし。

二、軍隊内務の觀察を許されたし。

- 三、壯丁教育について欠陥を知らしめられたし。
- 四、小學校教育に於て軍紀並に風紀の涵養手段を養へられたし。
- 五、學校出身の兵士の成績を知らしめられたし。
- 六、在郷軍人は村にありて人格を高尙に保たれたし。
- 七、在郷軍人點呼の際には參觀を許されたし。
- 八、軍人將校は學校教育に通せられたし。

御參考迄ニ左ニ記述ス

一、軍隊ノ儀式及作業ニ學生ヲ参加セシムルハ大ニ御同意スル次第ニシテ現ニ昨秋機動演習ニ於テ大阪阿部野ニ於ル拂曉戦ノ中大阪中學程度ノモノ約千數百名参加セリ如此陸軍ニテハ歡迎スルモ學校職員中ニハ反テ迷惑ナリト云ヒ居ルヲ聞キタリ又學生参加モ御同意ナルガ余リニ不軍紀ナルモノハ反テ軍隊ノ行動ヲ害シ兵卒ニ不軍紀ヲ教ユルカ如キコトナキヲ保セス但シ學校トノ連繫ニハ慥カニ効果アルヘシ

儀式ニ参加スルノモ勿論御同意ナルカ儀式ノ片ハ少クモ完全セル服装ヲ要スルタメ中學生ニ限ラル、コト、ナルヘシ

二、軍隊内務ヲ視察セラル、ハ大ニ御同意且歡迎スル處ナルモ惜ムラクハ視察スル人少ナキコトヲ軍隊ニテハ視察ヲ望マサルカ如キコト決シテナシ

來營セラル、片ハ豫メ前報ヲ望ム然ラサレバ時ニ聯隊殆ント行軍ニテ留守ノコトアリ

三、壯丁教育ニ於テ小官ハ考フルニ術科學科教育ニノミ重キヲ置キ精神教育ニ重キヲ置カサル感アルヲ遺憾トス即チ最モ精神教育ニ重キヲ置キ(1)衛生ヲ重シ(2)品行ヲ慎シミ入隊ニ際シ病ニアルカ如キハ殆ント自身ノ不注意ニ販スヘキモノ多シ、其他克己心、忍耐力ノ養成、公德心ノ何タルモノタルコトヲ能ク教ユルノ必要アルヲ認ム、次ニ教育スヘキハ學科ニシテ主トシテ勅諭讀法ニシテ之ハ精神的ニ教ヘ置クヲ可トス其他ハ余リ教ユルノ必要ヲ認メス覺ヘラル、モノハ極メテ單簡ナルコトヲ教ヘ置クヲ以テ足レトス余リ多ク教ユルハ軍隊教育上害ノルコトアリ

次ハ術科ニシテ之ハ主トシテ体操ヲ教ヘ筋骨ヲ丈夫ニシ身体ノ凝リヲ去リ置クヲ主眼トシ他ハ余リ反テ教ヘサルヲ可トス余リ多ク教ヘ反テ一ノ癖ヲ生シ之カ矯正ニ困難スルコトアリ

- 四、小學校ニ於ル軍紀風紀の養手段ヲ養フコトハ直接困難ナルヘシ即チ學校生徒ハ軍隊的紀律ニ服從セシムルコト困難ニシテ父兄モ又軍隊ト同視セサルヲ以テナリ要スルニ率直ナル人物即チ正直ニシテ誠實ナル人物ヲ作り上クルコトニ努力ヲ望ム之ハヤカテ軍紀風紀ニ喜ンテ服從スルモノトナルヲ以テナリ
- 五、兵卒成績ハ凡テ暇後聯隊長ノ名ヲ以テ聯隊區司令部(?)ヲ經テ町村役場へ廻送サル、コトニ陸軍ノ規定ニナリ居レリ故ニ茲ニ就キテ聞カレンコトヲ望ム尙直接軍隊ニ就テ尋ネラレテモ服役間其成績ハ保管シアルヲ以テ直ニ回答シ得ラル、答ナリ
- 六、在郷軍人ノ人格ノ低キモノアルハ軍隊教育ノ不充分ニ販スルナルヘキモ近々二年以内ニ二十歳ニ達セル不正青年ヲ燒キ直スハ仲々困難ナルコトヲ承知セラレタシ勿論軍隊ハ之ニ全力ヲ擧ケツ、アリ(眞國民ヲ作ルタメ)今一ツハ其最大原因ト認ムルハ其素養低キト家庭ノ惡シキト(父兄ノ責任ナリ)友ノ擇ヒ方宜シカラサルニヨルモノト考フ尙之ニツキテハ具體的ニ其欠點ヲ擧ケテ在郷軍人會分會又ハ小官等ニ宛テ直接通知アラントナ望ンテ止マサルナリ
- 七、第七項ハ聯隊區司令官ニ申出テラレタシ
- 八、御同意ナリ始終心掛ケテ居ルモ如何セン學校教育通りニナシ能ハサルコトハ二十歳トナ

レル身心定マレルモノヲ教育スルト素養程度ノ甚タ種々ナルトニヨリ教育非常ニ困難ナリ御説通り學校教育法ヲ研究シ之ヲ參考トシテ益効果ノ大ナランコトナ期セントス

軍隊教育の學校教育に對する希望

- 一、壯丁の補習教育は學校教育と略同一に盡力せられたし。
- 二、生徒兒童の軍隊見學を望む。
- 三、徴兵検査の際、學校長及教員はこれに立合して壯丁の規律及態度を觀察して將來の參考とせられたし。
- 四、在郷軍人簡閱點呼の際これを兒童に見學せしめられたし。
- 五、軍旗に對する尊敬心の養成にとめられたし。
- 六、戦死者及病死者に對する尊敬心を深からしむるやう注意されたし。

七、生徒兒童の徒歩遠足及行軍に於て、尙武心の養成につとめられたし。
術科 於練兵場
教官ノ動作、分隊長ノ動作、小隊教練。

八月二十日 水 晴

愈々除隊の日も近づきしによりこれよりは、軍事の一斑を窺はんことにつとむ。

三八式機關銃に就きて 秋山中尉殿

實物に就きてその操法、運搬法及びその區分、名稱、分解法等一々詳しく學ぶ。其中一二を左に記せん。

一保彈板には三十發の彈丸を保す。

同時間に同彈丸をうてば歩兵銃と効力同じ。

表尺は二百米より二千米まで、

彈丸は一分間に六百出づされど、實際は一分間に四百五十乃至五百發射せしむ。

各聯隊に六銃あり。

勅諭及陣中要務令に就きて試験あり。

學科 教官殿

國民と軍隊との連繫

國民と軍隊と密接に連繫せざるべからざるは前に述べたる所也。而して未だ細部まで親密ならざるの憾あるは、兩者の意志疏通せざるにあり。然らば此の任に當るべきは誰ぞや、此の意味に於ても諸子(六現兵)は責任の重且大なる者の一員たる也。

これ國民も、軍隊も共に諸子に希望せる所たる也。今その具體的手段について簡單に述べん。

一、國民は、良兵たると共に良民を養成すべき軍隊教育の目的を知らるべし。

二、明治四十四年以降、軍隊家庭をつくれる軍隊内務の實況を觀察せらるべし。

三、父兄は、その壯丁の入營前の狀況を軍隊に知らされたし。

中隊には、身上明細簿ありて個人教育に注意せるもの也。

四、入隊、除隊の際の外形上の虚禮は廢すべき也。

五、兵卒に送金するは、折角の美風を破り遂には不正者と爲り罪を犯すに至ることあり。故に止むを得ざる外は、金を送らざるを良しとす。

六、親、又は親族の者にして兵卒に面會に來りし時は、中隊の幹部に面談せらるべし。

七、入隊せる子弟に送る手紙に注意せらるべし、即ち常に眞面目の意味にて記載し、且つ毎回手紙の終りには、「他を顧みず熱心に軍務に勉勵する様。」の意を以てすること肝要なり。

八、外出、内務に娛樂を備へ以て外出を防ぐ。是れ外出には多くの弊害を伴ふを以て也。

九、休暇歸省中は質素儉約の美風を破壊せざる様注意されたし。

十、軍隊に於て得たる名譽は村に於ても表彰すべき也。

十一、軍隊に於ける農業の奨勵。

五、兵卒ニ要スル送金ハ必ス中隊長ニ宛ツヘキコト

六、幹部トノ面會ハ子弟ノ狀況ヲ聞クト共ニ軍隊内務ノ狀況ヲ知ルヲ得即チ軍隊ト家庭トノ連繫ニ外ナラス

術科 於練兵場

不動の姿勢、擔銃、捧銃、裝填及抽彈、立射、速歩、散兵、整頓、

八月二十一日 木 雨

術科 於舍内

教官ノ動作

學科 教官殿

在郷軍人會

- 一、來歴 帝國在郷軍人會は明治四十三年十一月三日、當時の天長佳節を以て發會式を擧ぐ。
- 二、本會設立の趣旨
 - イ、世の風潮の日に浮薄柔弱に流るゝの今日、誠實、勤勉にして、その地方民心の中心となり、所謂良民の模範を以て自ら任じよく努力する

いんご

ロ、益々軍人精神を磨き、軍事智識を増進すること。

ハ、會員相互に扶助慰藉すること。

三、現時の景況

正會員約百八十萬、特別會員約十餘萬、名譽會員二千人、

四、本會の目的

本會は軍人に賜はりたる勅諭の精神を奉體し、在郷軍人の品位を進め、親睦を醇うし、相互扶助し、軍人精神を振作し、體軀を練り、軍事智識を増進するを以て目的とす。

五、機關

分會長一名、分會副會長一名、理事一名、幹事一名、評議員若干名

六、本會の事業

- 1、本部に於て雜誌(戰友)を發行すること。
- 2、毎年三大節に於て遙拜式及勅諭奉讀式を行ふこと。
- 3、陸軍紀念日(三月十日)には最寄地方に於て祝典を行ふこと。
- 4、毎年少くも一回最寄地方に於て戦死者の祭典を行ふこと。
- 5、療兵及戦死者遺族を優遇すること。
- 6、分會毎に軍事に關する懇話會を開き、撃劍會、射擊會等を開くこと。
- 7、有勳者の名譽を保持せしめ之を優遇すること。
- 8、會員にして傷痍若は疾病に罹り自活し能はざるもの又は災厄に罹りたる者ある時は之を救助すること。
- 9、會員にして死亡したる時は會葬し時宜に依り其遺族に弔慰金を贈り

又は葬祭を行ふこと。

- 10、在營兵卒の家族にして救護の必要ある者を救助すること。
- 11、會員たりし者の寡婦孤兒にして救護の必要あるものを救助すること

七、將來に關する希望
 在郷軍人及國民は共に確固たる覺悟あるを要す。
 體操に就きて 伊藤少尉殿

學校教育の參考にと、軍隊に於ける體操につきて學びしものなるが、近時唱へらるゝ學校體操と大差無き也。唯相手が成人の爲め生理的方面を稍異にせる感ありしのみ。されど僅々數時間の見學或は皮想の見なるやも圖り難し。

八月二十二日 金 晴

舍内練兵 教官の動作

學科 教官殿

六現兵か軍隊教育に則りこれを實際に應用し得る事項

一、片布教育 姓名を記されたる布片を貼付することにして、これによりて獨立心を養ふ。

二、机上の整頓 精神鍛鍊上必要也。窓の開け方如何によりてすでに内部の整頓規律の如何をうかがふを得。

三、食堂教育 食前には挨拶せしむべし。我々は食卓につくや先づ第一に「上等兵殿おあがり」と齊唱し次に「どなたもおあがり」と挨拶せしもの

也。若し此時上官のある時は、第一にその上官に對して挨拶をせしは勿論也。

四、長上に對する心得、生徒は教師を敬し、下級者は上級者に對して從順なるべき也。これが爲めには各職員校長に對する尊敬の活模範を示すべき也。

五、公德販賣

六、洗濯教育

七、大活音の練習、遊技の際等にこれが練習をなすべし。

八、遠足行軍

九、火災豫防 火災の起らぬやう注意せしむべし。

十、トラホームの豫防教育 四十三年度の壯丁四十三萬中トラホーム患者

は實に約九萬六千なりし也。

(以上は皆學習院にて實地に行へる所なりと。)

露國少年隊に就きて

教官殿

一、來歴 日露戰役後各地に起りしが、少年隊てふ名稱のあらはれしは、

一八八二年一月八日(露曆)なり。一八八二年七月の勅令に曰く「小學校兒童に軍事勤務の要素を與へ、且正々なる教習をなさしむる爲め各地の軍隊は駐屯地域に於てこれに對する十分の補助を與ふべし」と。これに因りて陸軍省令出で少年隊編制さる。翌年六月十日各地の少年隊を聖都に集め親閲を行ひ給ふ。

二、理由 1、スラブ魂の振起、2、社會黨の發生防禦、3、體育を兼ね

し軍隊教育の要項注入。

三、設立の要領 十歳以上十六歳までの志願者兒童にして左の各項に該當するものたること。

- 1、兩親又はこれに代るもの、承諾を要す。
- 2、露國民にして基督教徒又は回々教徒たること。
- 3、年令に相當せる普通の體格及知力を有すること。
- 4、規定せる服裝を買求し得ること。
- 5、毎月約二十六錢收めること。

四、編制 露國少年總隊長のものに二名の將軍あり。五箇中隊より成る。

一箇中隊は二箇の半中隊より成る。一箇中隊に中隊長と二名の將校あり。趣旨。露國皇帝及露國の爲めに戰闘すること。

相互の親睦を圖ること

長上に對し絶對の服従を獎勵すること

弱者を助けること

常に獨立の精神を養ひ絶へず進取的志操を抱き防禦にありても攻撃的に出づること

體力の弱健、志氣の旺盛

午後は飛行機飛行船に就きて學び、直ちに練兵場に至り、教官殿の指揮によりて小隊教練をなす。

何とはなしに嬉しい。

一日中愉快に暮した。

八月二十三日 土 晴

文に武に以て精神に身体に鍛へ鍛へたる我々六週間現役兵の檢閲を行ふ日となりぬ。今日は學校にていはゞ卒業試験と見て可也。されば各自一點の落度もなきやうにと、學科の復習、銃器の手入は勿論、頭髮より爪の手入に至るまでの身體的注意、脛紐の工合肩章襟章の位置等の服裝的注意、其他あらゆる装具の注意に至るまで一として規定に反く所なき様再三検査して檢閲を受けたり。爲めに起床は定時より數十分早かりしもの也。以て昨日の準備、今朝の服裝、装具等の點檢の嚴正なりしを知らるべし。各自はかくの如くにして猶上等兵殿の検査を受けしもの也。

かくて午前七時頃すでに練兵場東北隅に至りて檢閲を俟つ。午前八時と覺しき頃聯隊長殿以下六七名の將校臨まれて檢閲始まる。其際に於ける不

動の姿勢の嚴且つ正なりしは蓋し想像以上なりし事なり。今術科の檢閲を列記すれば次の如し。

各個教練—整頓、擔銃、捧銃(著劍にて)、裝填及抽彈、立射、膝射、伏射

速歩、駢歩、突擊、方向變換。

小隊教練—散開、散兵、避病院高地へ突擊。

突擊を終りて學科の檢閲あり。即ち歩兵操典、軍隊内務書の兩書の綱領につきて質問さる。

聯隊長殿の曰く「余は常に大膽、誠實、正直ならんことを要求せるもの也。」と。

かくてこゝに檢閲式を終る。

講評の總評に曰く「今年は六現兵中に病氣發生の事故ありしと雖も、大體

に於て精神教育の細部まで及べるを認めてこれをよろこぶ。」と。

午後、將校集會所前に於て幹部適任證書授與式あり。戰友四十二名中三十
二名まで證書を受く。不肖なる余も國民軍幹部に適任せることを認められ
たるもの也。益々其の任の重且大なるを知るべき也。
講話要項提出

除隊後或は學生に對して、或は村民に對して六週間現役中得たる土産話を
をなすべき講話案を整理して教官殿の手元まで提出す。

八月二十四日 日 晴

明日はいよいよ、満期除隊なるを以て、武器其他の官給品返納の整理に忙はし。

洗濯演習に行つた。白い敷布に衣も袴も、包布も敷布も何もかも、恰も大黒様の背負囊のやうに入れ込んで、某川まで来た。某橋の下で、猿又と襦袢とだけで、色々のものを洗濯した。襦袢を洗へばこれを河原の礫の上に干してをく。袴下を洗へば其隣に干す。衣も袴もザブ／＼洗つてこゝに運ぶ。そうしてさきの襦袢を裏返しておく。戦友もこの調子である。敷布を二枚も洗つた處が、もう手が痛くなつた。小さい輪の戦友に譲られて、又包布やら布巾やら箸袋やら靴下やら洗つたものだ。橋の

上から他人が見てゐると、少々は調子にのつて洗つてゐた戦友もあつた。「又通つた」「又通つた」と叫ぶから見ると、丹波第一の交通機關たる馬車だ、馬車だと又一人が呼ぶ。猿も住むといふ山家だから、さうだと思つた。

一憩してゐる間に、かなり時も過ぎたので、生干の儘白い敷布に包んで一支那人の反物賣的姿で歸つた。

戦友は皆笑を湛えてゐるが、余は嬉味が極少い。反つてせはしいやうな一明日の除隊式まで無事なれと祈る心と交つていひ知れぬ感じがする。とても單調にはいひ得ぬが、強いていへば總體的責任といふやうな感じが絶えず余の精神を緊張せしめてゐた。

私服を返與された。一寸着てゐた戦友もあつた。金を返與された。時計も返された。こゝに私物は整つたのである。

○ 夜醫務室へいつて身體検査を受けた。

體量 一三貫七〇〇 胸圍 二尺六〇 胸圍の差 二、三

八月二十五日 月 晴

我々は共に班長室に至りて、班長殿に長き日時の間御懇篤に御指導御教養の勞を賜はりしことを鳴謝し、次いで上等兵殿に慈兄の慈を以て御教養下されしことを萬謝せり。

午前九時より將校集會所前に於て除隊式を行ふ。

平素御訓育深かりし聯隊長殿の今亦手厚き御訓諭を受け聯隊長殿、中隊長殿、教官殿、班長殿、上等兵殿と相別る、事となりぬ。其瞬時に於ける我々の心事は如何なりしぞや。實に日頃或は師父として或は慈母、慈兄として御教養を垂れ玉ひし上官殿の方々と相訣別するものなれば、其の情や實に切なりしもの也。即ち余不肖ながら列員の右翼たりし故を以て戦友一同に代り深く感謝の辭を敍べ、猶聯隊長殿に、君國の爲めに必ず盡さんこと

を誓ひぬ。

一度中隊(營舎)に歸り帝國在郷軍人會員の記章を得て退營すること、なれり。其の出でんとするや、第十中隊現役兵は演習勤務中なればとて、田中中隊長殿、田路教官殿、川崎班長殿、山田、友安、越川、北村の各上等兵殿の態々事務多忙中にも抱らず練兵場まで我々を見送られ、無事満期除隊を祝すとして訣別を惜しみ玉ふ。其の切なる情や余の筆これを盡すを得ざる也。四十二日間共に苦しみ共に樂しみし戰友諸子も西東に別れて、夏草の綠濃き篠山の練兵場には人影もなし。

此日直ちに池田の地を踐み、師範學校の恩師を訪ね無事退營の挨拶をなしたり。

余の眞の嬉味、愉快さは練兵場を去らんとする刹那よりして起りしもの

也。四十二日前の事も昨日今日の事も皆喜悅化せしめて、歸郷をいそぎしもの也。而して池田の地を履むや再びその喜びは消え去りぬ。そは何故ぞや、これよりの責任の又再び觀念界に上りしを以て也。されば先の喜悅は眞の喜悅に非ざりしものなり。抑余は如何なる時に眞の大喜悅に會ふものなるか。時甚だ遼遠なりといふべし。

六 除隊後

▲除隊の日「聯隊長殿の訓示事項」てふ一書を給與さる。今左に記さん。

歩兵第七十聯隊長訓示事項

- 一、毎朝洗面後ハ必ず誠心ヲ以テ各自信ズル處ノ神佛ヲ拜シ、勅諭ノ一節ヲ捧讀スベキコト。
- 二、忠節ヲ盡ス事ヲ瞬時モ忘レズ、有事ノ時ハ勿論召集令狀ヲ受クレバ直チニ之ニ應ズルノ準備ヲ怠ルベカラザル事。
- 三、禮儀ヲ重ンジ自己ノ服裝ノ如何ニ關セズ軍服ヲ着用セル上官ニ遇フ時ハ必ず相當ノ敬禮ヲ爲スベキコト。
- 四、武勇ヲ尙ビ「战友」ヲ愛讀シ軍歌ヲ歌ヒ、浪花節、俗歌等ヲ學ブベカラザルコト。

- 五、信義ヲ重ンジ言行ハ必ず一致ヲ期スベク決シテ良心ニ背キタル虚言ヲナスベカラザルコト。
- 六、質素ヲ旨トシ衣食仕ハ必ず身分ニ應ジ、決シテ華奢ニ流ルベカラザルコト。
- 七、日常施行セントスル行爲ハ勅諭ノ何レニ該當スルヤヲ考ヘテ後實施スベキコト。
- 八、公德ヲ重ンジ率先躬行村民ノ指導者タルベキコト。
- 九、身體ノ健全ヲ圖ル爲毎日暇アル毎ニ腹式深呼吸ヲ爲スベキコト。
- 十、總テ業ニ服スルトキハ軍隊ニ於テ教練ヲナス時ト同様旺盛ナル攻撃精神ヲ以テ之ニ從事スルコト。

十一、各自ノ就業時間ハ軍隊ニ於ケルト同様午前午後共必ズ時間ヲ一定シ大休憩ハ正午ヨリ一時間トシテ午睡ヲ全廢シ小休憩ハ一時間ニ五分乃至二時間ニ十分ト定メ之ヲ嚴守スルコト。

但シ間稽古ノ積リニテ規定時間以上ニ就業スルハ隨意タルベシ。

十二、一ヶ月内一日十五日ノ兩日ハ休日ト定メ其他ハ公定祭日ノ外決シテ休業セザルコト。

十三、各自ノ職業ニ應ジ成ルベク年中行事表ヲ作ルコト。

十四、歸郷セバ村長ハ勿論在郷軍人分會長ニ申告シ分會ニ入會シ總會ニハ心ズ出席スベキコト。

十五、疾病ニ罹ル時ハ直チニ醫藥ヲ用ヒ身體ヲ健全ニスベシ之ガタメ日常若干ノ貯金ヲナスベキコト。

以上ノ事項ヲ遵奉シ執心業ニ從フトキハ軍人精神ハ自ラ鍛鍊セラレ家業ハ自然ニ繁榮シ眞ニ國民ノ模範タルヲ得ベキコト。

聯隊長所見

此聯隊長ノ訓示ハ六週間現役兵除隊後一般在郷軍人トシテ服習スヘキ諸件ヲ示セルモノニシテ一般ノ除隊兵ニ示シ來リシモノニ付六現兵除隊後教職者トシテ必要事項ヲ示セルモノナルヲ以テ誤解ナキ様セラレタシ
從テ本項第一行「聯隊長訓示事項」ノ意味ハ讀者ニ誤解ヲキ様分リ易ク（教職者 注意ニアラサルコトヲ）記述セラレタシ

▲人隊間の經費

書籍代 約八十錢

雜費 約一圓四十錢、（内飲食費は極少額を要せしのみ）

これに汽車賃（後には支給さる）宿泊賃、辨當代等を加ふるも普通四圓以上を要することなかるべし。

▲入營當初の身體検査

體重	一三・四八〇	體長	五・三九	胸圍	二・六五	其差	二・〇
除隊の前日身體検査							
體重	一三・七〇〇			胸圍	二・六〇	其差	二・三

これによりて觀れば、體重に於て二百二十匁増え、胸圍の差に於て三分（？）増したるを知る。即ち余は六現中に體力の強健を大いに進めたるもの也。一友人の如きは在隊間に約一貫目の體重を増したりと語れり。而して一人として體重の減じたるを語りざりしは、以て六現生活に萬謝する所也。

▲軍隊手牒、軍隊日誌を始め歩兵操典、陣中要務令、軍隊内務書、軍隊教育令、及歩兵教程等の軍事書物の保存整理をなして書架に置く。

▲歩兵第七十聯隊より、十月二十九日左記の書各一冊宛寄贈し來る。

- 一、國民教育者必携帝國陸軍
- 一、六週間現役兵の覺悟

▲十月下旬軍隊日誌の大整理即ち『六現生活樂園』の著に着手し本書成る。

▲六現生活の價値。六現生活中得たる利益は、到底余の筆に十分を盡すを得ず。唯、兎も角身體に精神に至大の影響を受けたりといふ外はなきが如し。されど、強いて左に其要項を列記せんか。

一、現世の軟弱なる風潮に化せられんとしつゝ、ありし心を、本來の特有性

たる大和民族の精神の根底に潜める大和魂をして、精神内部に大いに發展せしめ以て、惡風潮の到底余の眞の身心を犯すを得ざるに至らしめ、猶進みては、大和魂は、大和民族の存在即ち余自身を存在せしめんが爲めにはなかるべからざる魂なり。故に余は眞の余に對してこれを尊重發展せしめざるべからず。若し大和魂にして我々を去らんか、既に我々は日本人としての存在の意義を失へるもの也。それ本心を明かにせずして可ならんやと悟るに至れり。こは唯に余一人のみにあらずして、少し心ありし戦友の皆語りし所也。余はこれを以て六現生活中の最上の賜物とせり。

二。この見地よりして、余は、其の精神、或意味に於ての倫理學上の動機を最も重んずるに至れり。然らば精神、動機の對象は何ぞやと云は、即ち至誠の心也。忠孝の心也。大和魂也。この精神の有無強弱は以て其の人の

高下如何をトすべき也。

三、理論よりは實行、總べて理論は實行されて價值あり、最も尊ぶべき人は理論家に非ずして實行家也。

四、軍事智識の増殖によりて、軍事に關する趣味心を生ぜり。

五、攻撃精神の強固、志氣の旺盛なるは、何事を成さんにも必要闕くべからざるもの也。而して、六現生活によりて是等の精神を愈々強固ならしめたり。

六、軍事智識にして、小學校教育上應用し得べき事項のありしは、隨所これを述べたるが如し。

かくの如くにして、余は益々主義の人となれり。自ら主義の人と稱ふるは、や、謙遜の徳を缺くが如しと雖も、事實に於て、余は時人よりして偏

窟漢の如く觀せらるゝ也。而して余自身に於ては、余の余たる特徴なくんば、余の存在の意義なしとして、益々これを助長せるもの也。

余は、余の一日一時の生活もこれ皆余の全歴史の一頁を飾るべきもの也と思ひて生活するに至れり。

以上數ヶ條は、即ち本書全篇の骨子精神にして、余の觀たる六週間現役生活の價值とする所也。讀者はこれより推して六現生活の如何に若き教育者に有効にして必要なるかを察知せらるゝに難からざる可し。

六現生活樂園 終

大正三年七月廿五日印刷
大正三年八月一日發行



著者 丸山良二

兵庫縣多紀郡城北村ノ内郡家村二百九十九番地

發行者 太田長三郎

大阪市南區安堂寺橋通二丁目廿六番邸

印刷者 山田活版所

兵庫縣多紀郡城北村ノ内郡家村二百九十九番地

發行所 滿韓堂

發賣所 大阪市東區北久寶寺町四丁目 一二三館 大支店

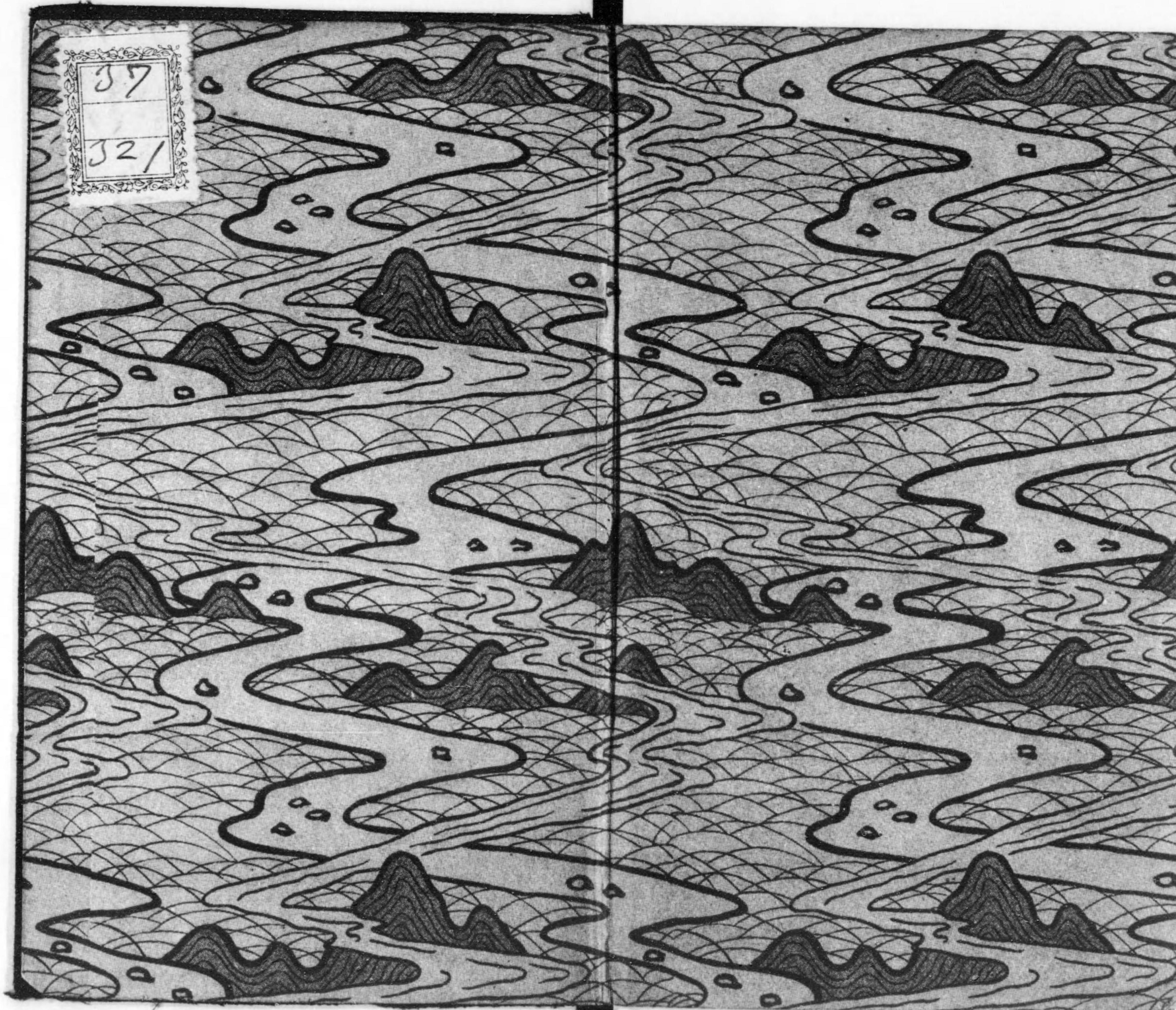
電話東四六一六番 振替大阪二三九五六番

東京市日本橋區通三丁目 武揚堂

電話本局二四五一番 振替東京四六四一番

東京市京橋區南傳馬町一丁目 厚生堂

電話京橋八三八番 振替東京三貳八三番



37
321

終

